

身体的拘束最小化指針

本指針は公立野辺地病院（以下「当院」という）における身体的拘束に必要な事項を定め、身体的拘束最小化のための体制を整備し、良質で安全な医療の提供に資することを目的とする。

I. 身体的拘束に関する基本的な考え方

1. 身体的拘束に対する方針

当院において、患者又は他の患者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。身体的拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけではなく、患者の身体機能の低下や QOL を根本から損なう危険性を有している。更に人間としての尊厳も冒され、時には生命に危険を及ぼす可能性がある。そのため、身体拘束は、患者の生命の危機と身体的損傷を防ぐために必要最小限に行うものであり、患者の人権を尊重し、安全を優先させ、他に代替手段がない場合にのみ実施する。その際、患者・家族に説明し、二次的な身体障害や合併症が発生しないように十分注意して、常に解除できないか評価しながら実施する。

- 1) 身体的拘束が必要性と判断された場合でも、身体的・精神的弊害とならないように拘束以外の方法を必ず検討する。
- 2) 身体的拘束をやむなく行う場合でも、身体拘束実施基準に従い行う。必ず拘束中は経過観察及び再検討のための記録を行い、早期に拘束解除計画を立案し、実施する。
- 3) 常に拘束をしてまでも、その治療を行う必要性・妥当性があるかを考える。
- 4) 組織的な体制整備や家族の協力などで、危険を回避することができないかについても考慮する。

2. 身体的拘束の定義

身体拘束とは、道具または薬剤を用いて、一般的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制することを言う。

3. 身体的拘束に該当する具体的な行為

- 1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3) 自分で降りられないように、ベッド柵で囲む。
- 4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- 5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける。
- 7) 立ち上がる能力のある人の「立ち上がり」を防げるような椅子を使用する。
- 8) 脱衣・オムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

- 9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

4. 身体的拘束の適応

- 1) 意識障害、せん妄、見当識障害、興奮などがあり、身体の危険を予知できない。
- 2) 自傷、自殺、他人に損傷を与える危険がある。
- 3) 治療上必要な体位を守れない場合や疾病の回復遅延や悪化が危惧される。
- 4) 皮膚掻痒、病的反射などがあり、意思で体動を抑えられない。

かつ以下の適応要件をすべて満たすとき

「緊急やむを得ない場合の例外 3 原則」

- 1) 切迫性：本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護方法がないこと
- 3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

II. 身体的拘束最小化に向けた取り組み

1. 身体的拘束最小化チームの設置

1) チーム員の構成

チームリーダー：医師、医療安全管理者

チームメンバー：看護師、薬剤師、理学療法士など各部署に置く医療安全推進担当者

2) 身体的拘束最小化チームの活動内容

(1) 身体的拘束最小化に向けたラウンド

- ①各病棟における身体的拘束の実施状況を把握する。
- ②身体的拘束最小化に向けたカンファレンスを行う。

(2) カンファレンスにおける検討内容

- ①3 原則の再確認
- ②身体的拘束を開始した場合は、3 原則の当該状況、代替案について検討する。
- ③患者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束解除に向けた検討を行う。
- ④意識啓発や予防策等の必要事項の確認・見直しを行う。

(3) 記録及び周知

- ①「身体拘束最小化に向けたラウンド・カンファレンス」の様式に身体的拘束の実施状況、検討内容を記録する。
- ②事業管理者職務代理者を含む職員に結果について周知徹底する。

III. 身体的拘束最小化のための研修

身体的拘束最小化のため職員採用時の他、「医療安全に係る研修」の中に周知研修を計画する。

IV. 身体的拘束に関する記録

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、その実施状況や患者の状態を記録する。(様式は身体的拘束マニュアル参照)

V. 本指針の閲覧

1. 本指針は「医療安全管理マニュアル」に収め、全部署に配置しすべての職員が閲覧可能とする。
2. 身体的拘束最小化の取り組みについて、当院における医療安全対策の取り組みとして院内各部署に掲示し、患者・家族、地域住民に周知する。

VI. 本指針の改廃手続き

本指針の運用後、毎年あるいは必要に応じて見直しを図る。その後、院長の決裁を得て改廃するとともに、全ての職員に配布・配信し周知徹底を図る。

(附則)

この指針は、2024 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この指針は、2025 年 4 月 1 日内容確認し、同日より施行する。

(附則)

この指針は、2025 年 6 月から一部改訂し施行する。